

## 本市の対応について

本市は、まん延防止等重点措置を受け、感染拡大を防止するため、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じることを条件として、市民利用施設は、原則開館し、市主催・共催のイベントについては、開催する。

- |      |   |
|------|---|
| 期 間  | 令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで  |
| 利用時間 | 通常の開館（開催）時間とする  |
| 利用制限 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 人数・収容率の制限については別紙のとおり<ul style="list-style-type: none"><li>・「参加人数が5,000人超」かつ「大声なし」のイベントについて<br/>感染防止安全計画を作成し、県に確認を受けること</li><li>・感染防止安全計画を作成しないイベントについて<br/>計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に<br/>感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること</li></ul></li><li>○ 酒類の提供はしないこと<br/>ただし、県の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を受けている<br/>店舗に対しては、飲食店に対する県の措置に準ずる</li></ul> |